

# 物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	高石市千代田五丁目30番2外 (主要地方道泉大津美原線 綾園高架橋下)	交通 機関	南海本線 北助松駅 北東 約 250m	最 低 占用料 (年額)	351,820円/年	占用期間	5年
3								
土地の概要					特記事項			
面積	占用許可対象面積			490 m <sup>2</sup>				
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約 7.0m・舗装有・高低差有(側道・東行一方通行) 西側：府道・幅員約 5.0m・舗装有・高低差有(車両等出入口2箇所所有)			<p>1 地下構造物があるため、平面駐車場(コインパーキング含む。)等平面利用を想定しております。</p> <p>2 占用期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府鳳土木事務所及び大阪府高石警察署と協議し、許可を得てください。 対象地には泉大津美原線の橋脚(助松JCT(大阪)入29、対象地北東端及び南東端の橋脚2脚を含む。)があります。この付近で工事を行う際は大阪府鳳土木事務所と協議してください。 アスファルト舗装、ネットフェンス、排水設備その他の道路の施設又は工作物の撤去、形状変更及び整備については、大阪府鳳土木事務所と協議し、許可を受けてください。ただし、対象地北西端にあるカーブミラー、道路標識(一方通行)の移設又は撤去並びに対象地南側の歩道からの出入口は閉鎖することはできません。 また、車両等の衝突により泉大津美原線の橋脚(助松JCT(大阪)入29、対象地北東端及び南東端の橋脚2脚を含む。)に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。 なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 大阪府高石警察署交通課 電話 072-265-1234(代)</p> <p>4 雨水や汚水の排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないで下さい。排水等の処理については、高石市と協議して下さい。 (お問い合わせ先) 高石市土木部上下水道課 電話 072-265-1001(代)</p> <p>5 電気の引込みについては、近隣の電柱まで引き込めるように電柱等を設置する必要がありますので、大阪府鳳土木事務所及び関西電力(株)と協議してください。 電気の引込みに伴う協議及び費用等の一切の件については、全て占有者において行ってください。 なお、本府道(歩道を含む。)上には電柱を設置することはできません。 (お問い合わせ先) 大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代) 関西電力(株)南大阪ネットワーク技術センター 電話 0800-777-8024</p>				
法令に 基づく 制限	都 市 計画法	市街化区域内						
		用途地域	第二種住居地域					
		地域地区	—					
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路法(主要地方道 泉大津美原線区域内)</li> <li>・消防法</li> </ul>							
その他条件								
供給 処理 施設 の 状 況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営 水道	本管	引込管	高石市土木部上下水道課 072-265-1001(代)				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力(株)南大阪ネットワーク技術センター 0800-777-8024				
		有	無					
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141					
	有	無						
公共 下水道	本管	引込管	高石市土木部上下水道課 072-265-1001					
	有	無						

## 特記事項

- 6 対象地には、地下構造物があるため、掘削及び埋設等の行為については、大阪府鳳土木事務所と協議してください。  
(お問い合わせ先)  
大阪府鳳土木事務所管理課 電話 072-273-0123(代)
- 7 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。
- 8 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合や、緊急時に補修や点検を実施することがあります。ついては、補修工事や点検において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることとなりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。  
なお、橋梁点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府鳳土木事務所と協議してください。  
(お問い合わせ先)  
大阪府鳳土木事務所 維持保全課 電話072-237-0123(代)
- 9 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で平成31年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は平成31年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設であり、占有期間満了までに撤去される予定ですが、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までに予め現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。
- 10 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下がありますので、あらかじめご了承ください。
- 11 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 12 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。
- 13 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。

(1)位置図 (物件番号:第3号)



